

### 3 動物愛護管理法改正に係る対応について（案）

#### （多頭飼育に係る届出制度の導入）

##### （1）概要

平成24年9月5日に動物愛護管理法の一部を改正する法律が公布され、法第9条において、条例で定めるところにより、多数の動物の飼養及び保管に係る届出をさせる措置を講ずることができることとなった。

県内における多頭飼育の状況、他自治体の状況及び他法令との関連性から検討した結果、当県では多頭飼育の届出制度を導入しない。

##### （2）届出制度を導入しない理由

- ① 本県では、動物愛護（管理）センターは、近隣住民や市町役場からの情報に基づいて適正飼養の指導を行っており、既に多頭飼育者の状況を把握している。
- ② 各動物愛護（管理）センターが確認したところ、犬及び猫（生後91日以上）を10頭以上飼育している者は、県内で28件であり、既に多頭飼育の届出制度を導入している自治体と比較しても少ない。
- ③ 化製場に関する法律において、動物の多頭飼養施設は許可制となっており、条例によって届出制度を導入することは二重規制となる。
- ④ 今回の法改正により、法第25条において、多数の動物の飼養又は保管に起因した周辺的生活環境が損なわれたり、動物が虐待を受けるおそれがあると認められた場合に必要な措置命令に違反した場合の罰則（50万円以下罰金）が新たに規定されたため、届出制度による規制は必要ない。